

KDDI「人流」データ販売 スマホ位置情報を活用－投資ファンドに工場・店舗まず50社分析

2021/05/26 05:00 日本経済新聞電子版 2038文字

KDDIが工場や小売店の人の出入りを分析し、企業業績の予測材料として投資ファンドに売る。スマホの位置情報を基にした「人流データ」を活用する。一般的な公開情報とは異なるデータを投資判断に使う動きは米国が先行し、データの取り扱いを巡っては課題もある。主力の携帯事業は値下げで厳しさを増すなか、データで稼ぐモデルに活路を見いだす。

「このショッピングモールでは先週から急に来店者が増えている。業績が上向き可能性があり、投資すべきか検討する」。あるファンドが人流指数のデータと売上高の相関を調べ、投資先を選ぶ――。KDDIが描く人流データの使い方だ。

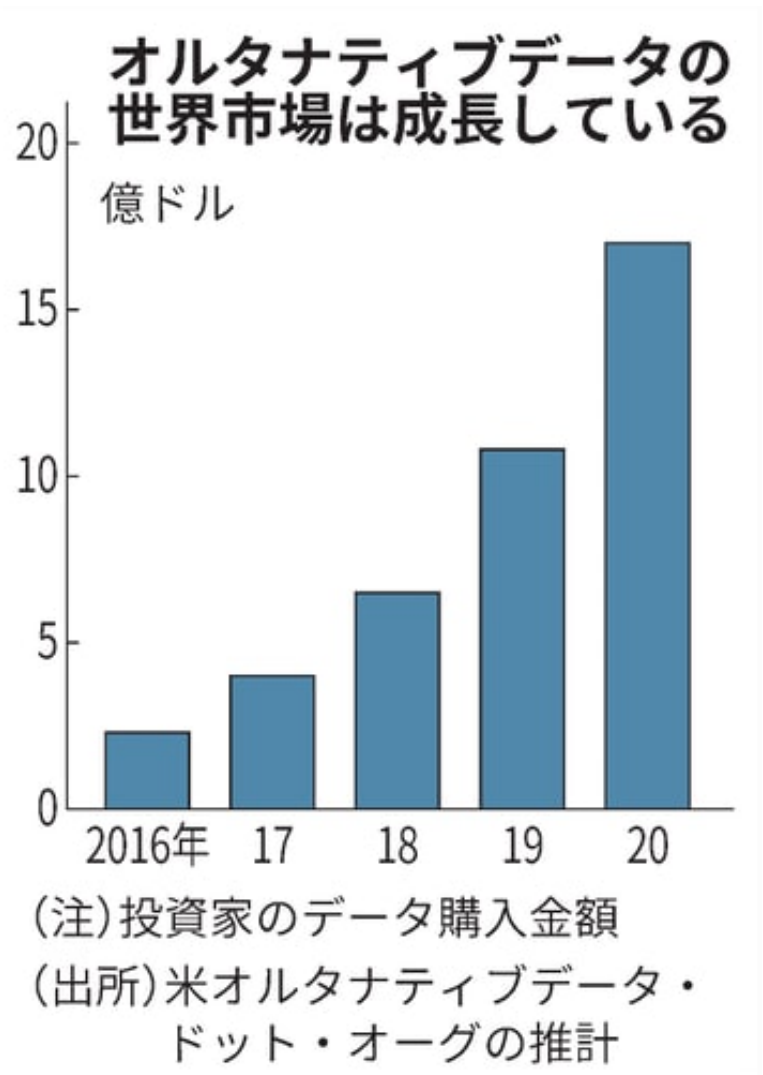
KDDIはまず国内上場企業約50社について、工場などの人の流れの変化を分析したデータを作りファンドに提供する。データの定量分析に基づいて運用する「クオンツファンド」などが顧客だ。昨年末から試験提供しており、今年から本格的に始める。今後は100～200社に増やす。

匿名化したデータを提供

位置情報は、主力の携帯通信ブランド「au」のスマホに組み込まれた全地球測位システム（GPS）を使い取得する。スマホ利用者の同意を得た上で情報を取得し、個人を特定できるような内容を除いて匿名化した上でデータを提供する。

ファンド側は提供データを対象企業の業績の予測に役立てる。例えば、自動車工場の従業員の増減がわかれば、その稼働状況から生産台数が推測でき、ショッピングセンターの消費者の動向は売り上げ予測につながる。KDDIはデータを取得する施設について、工場やお店から始め、観光地などにも広げる。

スマホの位置情報を使った「人流分析」は、政府の新型コロナウイルスの感染対策でも活用されている。通信会社が持つスマホ端末の位置情報から、ターミナル駅や商業施設、



観光地などの人出を分析。人の「密集度」を伝えながら、政府や自治体が外出自粛を呼びかけている。広く普及するスマホを使うため、精度の高い分析ができる。

スマホの位置情報に加えて、クレジットカードの決済情報やSNS（交流サイト）情報などは「オルタナティブ（代替）データ」と呼ばれ、政府統計や企業決算など従来の公表情報と異なるデータとして注目されている。更新頻度が高く、短時間で変化を分析できる。

KDDIは顧客のデータ分析支援などをてがけているが、今後は自社のスマホにひも付いた人流データを販売し、データで稼ぐ事業を底上げする。新サービスは十数億円の事業規模になる可能性がある。

将来は人流データとスマホの決済情報などを組み合わせ、パッケージにして販売することも目指す。人の出入り以外に、商品の販売金額などもあわせて、販売データの価値を高める。都市開発などへの活用も検討する。

代替データの投資活用、米国で先行

人流データなどを投資に使う動きは米国が先行する。電気自動車（EV）大手である米テスラの工場の出荷台数を衛星画像で分析したり、石油の備蓄タンクの動向を推測したりする例がある。米調査サイトのオルタナティブデータ・ドット・オーグによると、世界の投資家のデータ購入金額（推計）は2020年に約17億ドル（約1800億円）と16年比で約7倍だ。

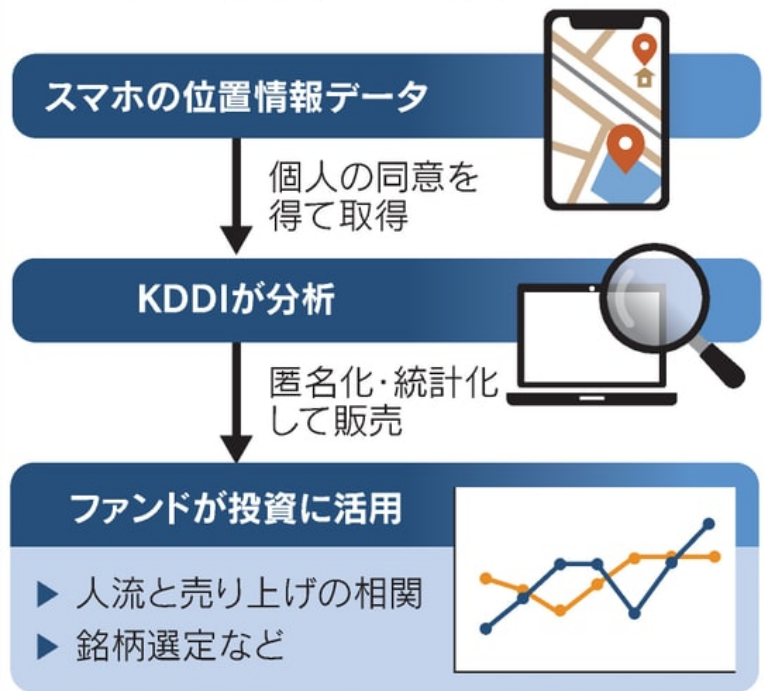
日本では、KPMGコンサルティングなど約20社がこのほど、業界団体のオルタナティブデータ推進協議会（東京・中央）を設立した。データ流通のガイドライン作りや人材育成を進める。国内で人流データを投資判断に使うケースは少ない。同協議会は「（投資家の年間データ購入金額は）まだ10億円もいかないだろう」と話すが、今後は需要が増えるとみる。

データの扱いに課題も

人流データを巡っては課題もある。KDDIはスマホ利用者の承諾を得て位置情報を取得し、匿名で指数化したデータを販売する。オルタナティブデータ推進協議会は「個人を識別しない匿名の形で統計化するなら提供データは個人情報にあたらぬ」としている。

またKDDIは人流データについて「統計化された情報にとどまるため、店舗などの対象企業には事前の同意を取る必要はない」としている。データ問題に詳しい影島広泰弁護士は「位置情報自体は個人のもので、分析対象企業の同意を必要とする法規制はないだろう」と話す。その上で「（自分が）どの勤務先にいるかがわかるデータの提供が、（勤め先の）就業規則などに違反しないかどうかは注意が必要だ」とも指摘する。

位置情報を投資判断材料に生かす



オルタナティブデータ推進協議会は「（人の出入りは比較的入手しやすい）オープンデータなので対象企業の同意は必要ないだろう。（代替データが）米国でインサイダー規制の対象となった事例もほとんどない」と話す。金融庁によると、位置情報がインサイダー規制の対象となる重要事実であると直接定めた規定はないという。

データの使い方などの実態に規制が追いついていない可能性もある。KDDIは「データの利用実態などに応じて取り扱いには十分注意する」とし、データ取得などの運用を柔軟に変えていく方針だ。

（中藤玲）

許諾番号30082570日本経済新聞社が記事利用を許諾しています。

本サービスで提供される記事、写真、図表、見出しその他の情報（以下「情報」）の著作権その他の知的財産権は、その情報提供者に帰属します。

本サービスで提供される情報の無断転載を禁止します。

本サービスは、方法の如何、有償無償を問わず、契約者以外の第三者に利用させることはできません。

Copyrights © 日本経済新聞社 Nikkei Inc. All Rights Reserved.